

1 審査の経過

(1) 第1回審査部会（令和7年10月29日）

- ・面接の体制や、面接内容を決定。※書面決議

(2) 面接

○日 程 令和7年11月5日、11月6日の計2日

○対象者 更新申請者15名

※第3回公募屋台4名 及び 第4回公募屋台12名中11名

○体 制 部会委員5名を2手に分け、2班を編成（部会長は両班に属する）
【ポイント】

- ・各委員が審査する対象者を半分に絞ることで、対象者の営業状況報告などの内容をしっかりと事前確認することができ、「審査の充実」を図る。
- ・部会長がどちらの班にも属することで、「面接の共通化」を図る。

○面接内容

- ・「更新時の考慮事項」に基づく「一定の事実」の有無等の確認のほか、魅力向上や地域貢献に向けて力を入れた取組とその成果等を確認。
- ・第4回公募において、長浜地区のグループ募集で選定された屋台（2名1組）には、グループとしての取組とその成果を確認。

(3) 第2回審査部会（令和7年11月12日）

- ・更新申請者15名中、13名の更新認否案を決定。
- ・残る2名は、（2）の面接後に新たな「一定の事実」の発生が確認されたことから、更新認否の判断を保留し、追加面接の実施を決定。

(4) 追加面接

○日 程 令和7年11月17日

○対象者 第2回審査部会で更新認否の判断を保留した更新申請者2名

○体 制 部会長、部会委員2名の計3名

○面接内容

- ・（2）の面接後に確認できた、新たな「一定の事実」に対する原因分析等を確認。

(5) 第3回審査部会（令和7年11月20日）

- ・追加面接を行った更新申請者2名の更新認否案を決定。※書面決議

2 更新認否について（審査部会案）

更新申請者15名全員の更新を認定する。

※文書による指導を受けたことがある更新申請者については、公共空間での飲食店営業者であることの自覚を高めるため、事務局へ招集し、厳重注意を行った上で、更新決定通知書を交付する。

【参考】更新審査について

営業開始から3年目及び5年目の公募屋台のうち、令和8年度以降の屋台営業を希望し、更新を申請した者に対し、屋台選定委員会において、更新の認否を審査する。

○更新を認定しない者

更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」が認められ、面接を行った結果、「原因分析」及び「対策」ができておらず、屋台選定委員会が更新不認定とした者。

※更新時の考慮事項に基づく「一定の事実」

考慮事項	一定の事実
1 指導及び措置の実施状況	・文書による指導または処分を受けたことがある
2 過去の営業状況	・著しく営業日数が少ない（週3日未満）
3 営業計画の実現の程度	・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組みなど、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる
4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況	・同一の苦情が複数寄せられ、注意喚起後も引き続き同一の苦情が寄せられるなど、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる